

「愛知県感染防止対策協力金（6/1～6/20 実施分）」【カラオケ設備利用自粛要請枠】

よくある質問 （2021年11月17日版）

1. 協力金の概要

1-1. 要請の期間はいつですか。

→6月1日(火)から6月20日(日)までの20日間です。

1-2. 誰がこの協力金の対象となりますか。

→カラオケ設備を提供している休業・営業時間短縮要請対象外の飲食店等^{※1}、及び飲食業の許可を受けていないカラオケボックス^{※2}を運営する事業者が対象となります。

※1：飲食業の許可（飲食店営業許可又は喫茶店営業許可）を受けている店舗

※2：床面積が1,000㎡以下の店舗

1-3. 協力金の交付に必要な要件は何ですか。

→以下の要件を満たす必要があります。

- ・業種別ガイドラインを遵守
- ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示

○飲食店等

- ・カラオケ設備の利用の自粛・提供の取り止め
- ・酒類の提供（持込みを含む）の取り止め

○飲食業の許可を受けていないカラオケボックス

- ・休業

1-4. 支給額はどのような額となりますか。

→以下のとおりです。

○カラオケ設備を提供している飲食店等：1店舗1日あたり1万円

○飲食業の許可を受けていないカラオケボックス※：1店舗1日あたり2万円

※床面積が1,000㎡以下の店舗

1-5. 業種別ガイドラインとは何ですか。

→自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。

ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のウェブサイトをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

1-6. 既に協力を申請しましたが、この機会に店舗数や日数を修正して再申請することはできますか。

→既に申請を受け付けたものの修正は申請できません。特例受付は、申請期間内に申請を行えなかったもののみが対象です。

1-7. 「愛知県感染防止対策協力金（8/27～9/30 実施分）」及び「愛知県感染防止対策協力金（10/1～10/17 実施分）」と今回の特例受付に伴う協力の申請を、まとめて申請できますか。

→まとめて申請はできません。お手数ですが別々に申請してください。

1-8. 特例受付の対象である複数の協力を申請する場合、別々に申請する必要がありますか。

→郵送の場合は、1つの封筒に入れてまとめて申請ができます。

1-9. 特例受付の申請期間はいつからいつまでですか。

→申請期間は11月24日（水）から12月24日（金）（当日消印有効）までです。申請期間を過ぎた申請は、受け付けることができません。

1-10. 申請書は以前に配布されたものを使用できますか。

→各実施分の協力のパンフレット及び申請書は以前に配布したものから変更はありませんので、そのままお使いいただけます。

1-11. 申請書はどこで入手できますか。

→パンフレット及び申請書は、申請サポートサイトからダウンロードしていただくか、各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所の窓口で入手できます（パンフレット内に申請書のページがあります。）。実施分ごとにパンフレットの内容は異なりますのでご注意ください。

1-12. どのような申請方法がありますか。

→以下、3種類の申請方法があります。

①電子申請

申請サポートサイトで必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方式です。

②WEB申請書作成/郵送申請

申請サポートサイトで必要事項を入力して自動作成された申請書を、印刷の上、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

③手書き/郵送申請

申請書様式に必要事項を記入し、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

1-13. 申請から交付までにはどれくらいかかりますか。

→審査完了後、適当と認められた場合に指定口座に振り込みます。

支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動することがあります。

2. 事業主体について

2-1. 大企業は協力の交付対象になりますか。

→大企業も交付対象になります。

2-2. 愛知県内に店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、愛知県内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

2-3. 要請期間中に閉店しましたが、協力金を申請することはできませんか。

→要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において要請に協力した日数となります。

2-4. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。

→協力金は、1つの施設につき1交付となります。重複申請防止のためにも委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか、相談の上申請してください。

3. 協力金の対象可否について

3-1. カラオケ設備を提供している店舗がカラオケ設備の利用を自粛した場合は、全てカラオケ利用自粛要請枠の対象となりますか。

→カラオケ設備を提供する店舗であっても、飲食店営業許可等を有し、午後8時を越えて営業している場合など、「営業時間短縮要請枠」の対象となる場合があります。

ご自身の店舗が支給対象となるかは、パンフレット p.3 及び申請サポートサイトにある、チャート図でご確認ください。

3-2. 要請期間中に定休日が含まれますが、協力金の交付対象となりますか。

→対象となる事業者であり、カラオケ設備利用自粛等に協力した場合には、定休日も対象となります。

4. 「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示について

4-1. PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→業種別のガイドラインの遵守、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協力金の交付の条件になります。

ただし、「安全・安心宣言施設」に登録していない場合は、できるだけ速やかに「安全・安心宣言施設」への申請を行い、登録された上で、協力金の申請を行ってください。届出中の場合は、登録後、PRステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象となります。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカー・ポスターを掲示していただいても差し支えありません。

※「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

4-2. 「安全・安心宣言施設」とは何ですか。また、登録はどのように行うのですか。

→感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出て

いただいた施設に対して、本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」とするものです。

なお、「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

- ▶ 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について（PRステッカー・ポスター）

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

4-3. 期間中を通して終日休業しますが、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要ですか。

→休業する場合も県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要です。

4-4. PRステッカーとポスターの掲示が遅れた場合、協力金は受け取れないのですか。

→万一、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示が遅れた場合であっても、実態として、業種別ガイドラインを遵守したうえで、営業時間の短縮にご協力いただいているのであれば、協力を開始した日から、協力金の交付対象日数に含めることが可能です。

5. 要請に応じた日数について

5-1. 協力金の交付を受けるには、要請期間の全ての期間において、カラオケ設備の利用自粛等を行う必要がありますか。

→施設ごとに、要請に応じた日数分を交付します。

5-2. 要請対象施設を複数持つ場合は、全ての施設で要請に応じないと協力金は受けられませんか。

→要請対象施設は、全面的に要請にご協力をお願いします。なお、協力金については、協力いただいた施設ごとに要請に応じた日数分を交付します。

6. 提出書類について

6-1. 自らの法人番号が分からない場合は、どうすればいいですか。

→国税庁の「法人番号公表サイト」にて、法人名での検索が可能です。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

6-2. 個人事業主の場合、申請書の申請者情報に記載する住所及び誓約書に記載する住所には、施設の住所と本人の住所のどちらを記載すればいいですか。

→どちらも本人の住所（本人確認書類と同じ住所）を記載してください。

6-3. 店舗の内観・外観の写真には、何が写っている必要がありますか。

→以下のものが写っているものを提出してください。複数枚提出いただいても構いません。ぼやけている画像や暗い画像など、識別できないものは避けてください。

- ・内観：提供しているカラオケ設備、及び料金表など有料でカラオケを提供していることが分かるもの

- ・外観：店名の看板など申請対象の店舗であることが分かるもの、及び店舗の入口

6-4. 税務署に確定申告書は提出済みですが、紛失等により控え（写し）がない場合は、どうすればよいですか。

→管轄の税務署にて、「保有個人情報開示請求」により、確定申告書の写しの交付を受け、写しを提出してください。

6-5. 個人事業主の開業又は法人の設立後、申告時期が到来していないため、確定申告書を提出できない事業者は何の書類を提出すればよいですか。

→次の代替書類を両方提出してください。

- ①個人事業主の開業届または法人の法人設立届の控え
- ②営業実績のある直近3か月間の月末締め経理帳簿（現金出納帳、売上帳簿等）

6-6. 税務署に開業届は提出済みだが、紛失してしまった場合はどうすればよいですか。

→管轄の税務署にて、「保有個人情報開示請求」により、開業届の写しの交付を受け、写しを提出してください。

6-7. 確定申告の申告時期未到来の個人事業主で、開業届を提出していない場合は、どうすればよいですか。

→管轄の税務署に開業届を提出した上で、申請書に添付してください。

6-8. 所得税確定申告書が提出できない場合は、代わりに何を提出すればよいですか。（課税所得がない等で確定申告が不要な個人事業主の場合）

→原則、所得税確定申告書の提出が必要です。

ただし、この提出が不可能である場合は、例外的に、「市民税・県民税申告書」を代替書類として提出してください。（ただし、営業等収入が確認できることが必要です。）

7. 添付書類の省略について

7-1. 提出書類を省略できる場合はどんな場合ですか。

→次のいずれかに該当する事業者の方は、省略できる書類があります。

- ・以前に協力金（4/20～5/31 実施分）「カラオケ設備利用自粛要請枠」を申請している事業者の方で、直近の提出書類と記載内容が同一である場合
- ・以前に協力金（4/20～5/31 実施分）「カラオケ設備利用自粛要請枠」の支給を受けたことがある事業者の方

詳しくは、7-2 をご確認ください。

7-2. 提出を省略できる書類は何ですか。

→省略できるのは次の書類です。

- 以前に協力金（4/20～5/31 実施分）「カラオケ設備利用自粛要請枠」を申請している事業者の方で、直近の提出書類と記載内容が同一である場合は、次の書類を省略できます。

- ・営業活動を行っていることが分かる営業許可関係の書類
（飲食店営業許可書（証）または喫茶店営業許可書（証）の写し）
- ・本人確認書類

(代表者の運転免許証、健康保険証またはマイナンバーカード(表面)の写し 等)

・振込先口座が分かる書類

(申請書に記載した口座の通帳の写し)

ただし、このうち、直近の提出書類と内容が異なる書類は提出が必要です。

(例) 申請対象施設が増えた場合：増えた施設にかかる営業許可書(証)の写しを提出してください。

○ 以前に協力金(4/20～5/31 実施分)「カラオケ設備利用自粛要請枠」の支給を受けたことがある事業者の方は、上記書類に加え、次の書類を省略できます。

・営業活動を行っていることが分かる店舗現況関係の書類

(店舗の内観・外観の写真)

(従前の営業時間が書かれたホームページの画面の写し、または看板やチラシの写真)

・休業・カラオケ設備利用自粛等の状況が分かる書類

(休業又はカラオケ設備の利用の自粛と酒類を提供(持込みを含む)している場合にその取り止めを知らせるホームページの画面の写し、または貼紙やチラシの写真)

・営業活動を行っていることが分かる事業実績関係の書類

(確定申告書の写し(直近のもの))

8. 他の協力金等の重複支給について

8-1. 午後10時まで営業していたカラオケ設備のある飲食店が、カラオケ設備の提供を自粛した上で、営業時間を短縮した場合は、【営業時間短縮要請枠】と【カラオケ設備利用自粛要請枠】の両方を受給できますか。

→できません。

【カラオケ設備利用自粛要請枠】は、休業及び営業時間短縮要請の対象外となる飲食店等を運営する事業者が対象であることから、【営業時間短縮要請枠】のみの対象となります。

8-2. 国の月次支援金において、対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となる事業者は給付対象外とされていますが、今回の協力金はこれに該当しますか。

→飲食店又は喫茶店営業許可を有しないカラオケ店は、緊急事態措置の期間中、休業要請に伴う協力金(カラオケ設備利用自粛要請枠)の対象となることから、その対象月の月次支援金の給付を受けることはできません。

8-3. 【カラオケ設備利用自粛要請枠】と、愛知県中小企業者等応援金との併給は可能ですか。

→【カラオケ設備利用自粛要請枠】の1店舗1日あたりの協力金の額が「1万円」の場合は、愛知県中小企業者等応援金の対象となる場合があります。詳しくは、愛知県中小企業者等応援金のホームページをご覧ください。 <https://aichi-chusho-ouenkin.com/>

8-4. 今回の協力金は課税対象となりますか。

→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのことです。

9. チャットボット及び申請サポート窓口について

9-1. これまでの協力金で用意されていたチャットボットや申請サポート窓口は利用できますか。

→特例申請ではチャットボットや申請サポート窓口は用意しておりません。予め御了承ください。